一般社団法人　日本遊戯療法学会
慶弔規程

制定　2025 年 12 月 12 日

(目的)
第１条　本規程は一般社団法人 日本遊戯療法学会(以下、「本学会」という)の会員の慶弔について定める。
　2.　前項の慶弔については、理事会の審議を経て決定する。

(慶事)
第２条　本学会の発展のために特に貢献した会員に顕著な慶事があった場合には、理事会の判断により、下記 1 から 2 のなかから祝意を表すことができる。
　　1. 祝電をおくる
　　2. ホームページに掲載する

(弔事)
第３条　本学会の発展のために特に貢献した会員の逝去に際しては、理事会の判断により下記 1 から 3 のなかから弔意を表すことができる。
　　1. 弔電をおくる
　　2. 供花をおくる
　　3. 日本遊戯療法学研究誌に追悼文を掲載する

(会計)
第４条　慶弔の意に関する費用は、理事会で審議の上決定し、本学会の予備費から支出する。

（弔意の実施）
第５条　弔事について、逝去の事実もしくはその通知を本学会が確認した場合にのみ実施する。

(規程の改定)
第６条　本規程の改廃は、理事会の審議を経て決定する。

附則
本規程は 2025 年 12 月 12 日より施行する。